朝鮮高校にも差別なく無償化適用を求めるネットワーク愛知　会報

도토리통신 우리

u ri

とより通信　第10号

原告番号４番意見陳述

1

僕は幼稚園の頃から朝鮮学校に通っていました。兄達が通っていたこともあって、朝鮮学校に通うかどうかについて深く考えたことはなく、僕にとってはごくごく当たり前のことでした。朝鮮学校では朝鮮の歴史や文化を始め、在日朝鮮人のルーツについて学ぶ事ができます。それに周りがみんな朝鮮人の中で生活するので、自分が朝鮮人であることに特に疑問を抱かず過ごすことができます。ですから僕は、自分のルーツについて悩むこともなく過ごしてきました。

2

朝鮮学校での生活は、すごく充実して楽しいものでした。毎日往復３時間かかる通学はけっして楽ではありませんでしたが、友達に会える喜びや部活のためなど色々あり、初級学校からの 12 年間で一日しか休みませんでした。授業中に騒いだり、掃除をきちんとしなかったりして先生に叱られたことも含めて、僕にとって学校生活はとても大切なものでした。

僕はわりと勉強は得意な方だったので、試験期間になると色んな子に勉強を教えてほしいとせがまれました。特に数学を聞かれることが多かったのですが、その度にどう教えたらより分かりやすいかを考えながら教え、相手が問題を理解してくれた時は二人で喜びを分かち合いました。このようにして同級生同士で勉強を教えていたのは僕だけではなく、色んな子が勉強を苦手としている子に付きっきりで勉強を教えていました。たとえそれが何時間かかろうとも…。

こういったみんながみんなを思いやる伝統が、朝鮮学校の素晴らしいところだと思います。

僕は高校の時サッカー部に所属していました。部活はとても辛く厳しいものでした。しかし同時にとても楽しく、誇らしいものでもありました。毎朝朝練のために家を５時 30 分に出て、部活を終えて家に着くのは夜９時近く、当時高校生の僕にはとても厳しいものでした。夏休み中も部活の休みは３日ほどしかなく、やめたくなることも多々ありました。しかしどのような困難がのしかかってきても、隣で頑張っている同級生、先輩や後輩達の姿を見て力を貰い、お互いを鼓舞し、試合でその努力が実り試合に勝利したときの喜びといったら、言葉では表現しきれません。

まだ鮮明に覚えているのは、高校２年生の時の選手権大会のベスト８をかけた試合です。惜しくもＰＫ戦で負けてしまいましたが、部員が 100 人近くいる相手に対し、僕らはたった 27 人しかいないチームで一丸となり戦い、とても感動的な試合になりました。その時流した涙は今でも大切な思い出の一つです。またその試合の後に色んな同胞の方々から、試合を見て勇気を貰ったなどの激励の言葉をたくさんいただき、今までの努力が認められた気がしてとても誇らしい気持ちになりました。僕は、３年間の部活動で辛い時も楽しい時も共に過ごし育んだ友情は、一生途切れることはないと思います。また部活を通じて人間として強く成長できたと思います。

朝鮮学校では、僕達学生は、今まで話してきたとおり、勉強しながら部活に打ち込んで、毎日を過ごしています。一部の日本の方が考えているような、スパイ教育だとか反日教育だとかを受けて日本を脅かすような危険な学生はいません。日本学校に通う学生達と何ら変わりない普通の学生達ばかりです。違っているのは、朝鮮学校に通っているということだけです。それだけの理由で、日本政府は朝高生の学ぶ権利を侵害しています。

3

僕は、日本で住んでいても自分のルーツについて教えてくれる民族教育に誇りを持っています。朝鮮学校が無償化の対象から除外された時、民族教育を否定された気持ちになり、その誇りがとても傷つけられました。僕はこの誇りがこれ以上傷つけられることのないように、無償化の適用を求めてさまざまな活動をしてきました。日照りの強い猛暑日や風の冷たい真冬日でも、部活後のつかれた体でも、必死に署名活動や街頭宣伝を行いました。自分達の学ぶ権利を守る為に…。一緒に闘ってくれた日本の方々の姿をみるととても元気が出ました。また快く署名をしてくれて「大変だけど

頑張って!」などと激励の声をかけてくれる方もいらっしゃいました。そのささやかな一言でどれだけ力と元気を貰えたかわかりません。他方、心ない方に暴言を吐かれることもありました。それでもめげずに戦い続けました。

僕の先輩方は「自分達の年で無償化問題を解決できなくてごめん」と言い残して卒業していきました。何も悪いことなどしていないのに、先輩達は自分達に責任を感じて申し訳なさそうな面持ちをしていました。自分の年も同じひとことを述べて卒業していくのだろうかと考えていた頃に、原告募集の話を聞きました。最初は喜んで引き受けようと思いました。しかし原告になった際に起こりうるデメリットを聞かされた時、正直やめようと思いました。怖いという気持ちもありましたが、裁判所で話をするなんて、まだ高校生の自分には少々荷が重すぎる、自分一人ではけっして背負いきれる問題ではないと思ったからです。自分がやらなくてもきっと他の誰かがやってくれるだろう、と思っていました。

しかし、必死に闘っていた先輩達の姿、いま闘っている後輩達の姿…、それらを振り返ってみた時、考えが変わりました。自分の年で解決できなくてすまないと言っていた先輩達、自分達はそのような言葉を残すまいと必死に頑張っていた友達の姿を思い出して、自分も何かアクションを起こさなければ、自分達の権利は自分達で守らなきゃならない、「誰かがやってくれるから」ではなく自分がその「誰か」にならなければと思い、原告になることを決意しました。

4

日本の学生も朝鮮学校に通う学生もみんな同じ学生です。みな平等に学ぶ権利が保障されなければならないと思います。こんなにも声高くして声をあげても、日本政府は耳を傾けることすらしてくれません。両親は僕が朝鮮学校に通えるように毎朝4時に起きて弁当を作ってくれ、夜遅くまで働き、時には体調を崩しても大丈夫といい、いつも僕を励ましてくれました。朝鮮学校にはそこまでしてでも通わせる意義があるのです。今回の無償化の問題で、そのような親の苦労を否定された気持ちになり悔しくてなりません。

日本の多くの方々は、朝鮮学校の生徒に偏見を持っていると思います。日本学校のサッカー部との練習試合で、プレー中に僕が接触して倒してしまった相手選手から差別的な言葉を投げつけられたこともありました。その選手がボールを持った時にパスカットをするなどプレーで見返してやりましたが、嫌な気持ちになりました。今回、日本政府が朝鮮学校を無償化から除外したことで、日本の方々は、朝鮮学校には除外されないといけない理由があるかのような印象を持ったのではないかと思います。そのことに傷ついていく僕達の心を日本政府は考えてくれないのでしょうか？1月22日、神戸の朝鮮学校に不審者が立ち入り、教員が怪我をするという事件がありました。しかしそれさえもネットでは自作自演だなどと騒がれています。自作自演でそんな事をして何の得があるのでしょうか？それほど日本社会には偏見の目と差別意識が満ち溢れています。

僕は皆さんの良心に問いたいです。朝鮮人が朝鮮の歴史や言葉を学ぶことは非難されなければならないことなのでしょうか？日本に住んでいても朝鮮人として生きようとすることは、当たり前のことではないのでしょうか？その当たり前のことをしているだけで差別され傷ついていく僕達の心はどうすればいいのですか？

僕はこれ以上朝鮮学校に通う学生達の心が傷つけられるのは我慢なりません。在日朝鮮人に対する偏見が少しでも緩和され、高校無償化制度が朝鮮学校にも導入されるその日まで、僕は闘うことをやめません。

目　次

朝鮮高校生就学支援金違憲国家賠償請求裁判
原告番号4番意見陳述 …… 2

●リレーメッセージ
ウリハッキョのみんなは
日本社会の宝物 …… 4

●今さら聞けない Q&A〈第1回〉
「口頭弁論」ってなに？ …… 5

●もっと知りたい朝鮮学校이모저모
突撃インタビュー〈第1回〉
「ウリハッキョの先生をしていてよかったと思うこと」鄭俊宣先生 … 6

他地域での無償化裁判の状況 … 7

朝鮮高校就学支援金不支給違憲国賠訴訟
今までの流れ …… 8

リレーメッセージ

［全国の無償化裁判の現場から］

ウリハッキョのみんなは日本社会の宝物

朝鮮高級学校の無償化を求める連絡会・大阪
事務局長　長崎　由美子

大阪の「朝鮮高級学校の無償化を求める連絡会･大阪」略称連絡会・大阪は 2012 年 3 月 1 日に発足しました。連絡会・大阪は弁護団、朝鮮学校関係者、大学教員など朝鮮学校を支える会の三者で構成され活動を続けています。

私は生野区でチョソンハッキョを楽しく支える会を 2002 年から始めました。大阪には南大阪アプロハムケ、1%の底力で民族学校を支える会、北大阪初中級学校を支える会、中大阪朝鮮学校を支える会、城北ハッキョを支える会がありそれぞれが、地域にあったユニークな支援をしています。朝鮮学校と出会い子どもたち、先生（ソンセンニム）、保護者のオモニやアボジの人間としての魅力に惹かれた日本人が多いです。

活動としては 2012 年 4 月 17 日火曜日から始めた、大阪府庁前で朝鮮学校補助金復活を求めての火曜日行動は、2014 年5月 13 日で 100 回目を迎えます。

100 回目は府庁の周りでモアパレードを予定しています。オモニと一緒の赤ちゃんから、孫のために痛む足を引きずって来られるハルモニまで毎回 30 人から 50 人が参加されています。アコーデオンとリコーダーと沖縄の三線が心和む演奏を奏で、火曜日行動の歌を終わりには合唱し元気を出します。夏休み春休みには初級学校や中級、高級学校の生徒たちも参加し、歌やマイクアピールで盛り上げてくれました。朝鮮学校の生徒だけが高校無償化から排除され、大阪府市の補助金も打ち切られているこの差別に、子どもたちが自分たちにも学生としての権利を認めて下さいと訴える姿に申し訳なく涙が出ます。でも人間として差別に負けず誇りを持って立ち、共に生きる人への信頼を失わない子どもたちに感動します。

その他の活動としては、補助金、高校無償化裁判支援活動で毎回 100 人を越える傍聴人を集めています。全国に先駆けて大阪は裁判を提訴しました。この大阪での裁判が全国に波及することを思い力を尽くしています。世論を大きく盛り上げていくための活動としては 2013 年 4 月に扇町公園に 2,500 人を集めたモアパレードと 2013 年7月のモンダヨンピルコンサートを企画しました。平和人権センターの賛同もいただき幅広い人たちの参加で大きな盛り上がりを見せました。モアパレードもモンダヨンピルコンサートも朝鮮学校のみんなに大きな勇気を与えました。自分たちは孤立していない、日本でも韓国でも多くの人たちが応援している、民族教育は普遍的な権利だと確信しました。

朝鮮学校の存在は日本の朝鮮半島植民地支配を抜きにしては語れません。自分を取り戻すために自国の言葉と歴史文化を学ぶことが民族教育には不可欠です。私が朝鮮学校と出会い関わる根本には、保育士としての体験があります。大阪市生野区で 70%近くが在日韓国朝鮮人の保育園でした。そこで民族保育をはじめる中で、自分のルーツを知り認めることで子どもたちの目が輝き変わること、また私の日本人の息子は韓国朝鮮の文化言葉に憧れ通名のリヨンホを名乗っていました。日本人にとっても違う国文化を素敵なものとして出会うことは豊かになることだと実感しました。先日生野初級学校で「ウリハッキョのみんなは日本社会の宝物」とお話をしました。自分のありのままを愛し、辛い時嬉しい時支え合える友達がいて、苦しい中もハッキョに送るオモニアボジとソンセンニムや、地域の同胞に愛され大切にされたみんなは宝物です。きらきら輝いて生きれば必ず私のように出会い感動し変わる日本人がいると語りました。幸い感想文ではありのままの自分を認め誇りを持って生きる、日本人への不信を変えるなど意見がありました。子どもたちの笑顔を夢を奪わないためにまた日本の民主主義と平和を守るためにも朝鮮学校差別を廃止させていきましょう。

今さら聞けない
裁判基礎知識

Q&A

第1回
「口頭弁論」ってなに？

Q　そもそも「口頭弁論」ってなに？

A：「口頭弁論」というのは、原告（裁判を起こした人）と被告（裁判を起こされた人）がお互いに自分の主張をしたり、提出された証拠を裁判所が確認（証拠調べ）したりする裁判手続きのことだよ。

Q　口頭弁論では、原告や被告は、「口頭」で主張をするの？

A：口頭弁論では、原告や被告が「口頭」で自分の主張を行うのが本来の形なんだ（口頭主義）。でも、「口頭」で主張するだけでは、主張の内容を裁判所や相手方が後で確認しづらいことなどから、主張したいことは書類で提出するようになっているよ。また、口頭弁論では、裁判所に提出した書類を読み上げることはしないのが普通なんだ。書類を読み上げる代わりに、書類を「陳述します」と一言いえば、口頭弁論で書類を読み上げたのと同じように扱ってもらえることになっているので、そうするのが一般的だよ。だから、今回の裁判でも、被告（国）側の代理人は、提出した書類を読み上げたりせずに、裁判官から「提出した書類を陳述されますか？」と聞かれたのに対して、「陳述します。」と一言答えるだけなんだよ。

Q　では、今回の裁判の中で、原告（朝高生・同卒業生）側の代理人が「口頭」で主張の要旨を説明しているのはなぜ？

A：原告の主張を書いた書類を提出すれば、裁判官はそれを読んでくれるけれど、口頭弁論において、裁判官の目の前で、直接、その主張の要旨（主張したいことの中で特に重要な点）を述べることは、裁判官の気持ちに訴えかけるという面からも、とても大事なんだ。また、傍聴している支援者の方々に、原告の主張の内容を知ってもらって、今後も、原告達のことを応援してもらうということも重要だよね。だから、原告側の代理人は、「書類を陳述します。」という一言で終わらせるのではなく、口頭弁論の中で、あえて原告の主張の要旨を、裁判官に直接口頭で説明するようにしているんだよ（要旨陳述）。

Q　裁判は傍聴できるの？

A：口頭弁論は、基本的には公開されているので、誰でも傍聴できるよ（公開主義）。ただ、席の数には限りがあるから、傍聴席の数を超える傍聴希望者がいる場合には、抽選が行われるよ。

Q　裁判を傍聴すると、なにが分かるの？

A：先程説明したとおり、裁判を傍聴すると、原告側の主張の内容が分かるようになるよ。また、今回の裁判で、原告側は、口頭弁論の中で、原告達がその思いを裁判所に直接伝える（原告の意見陳述）機会を作っているから、裁判を傍聴すれば、原告達の思いを直接聞くことができるよ。

※原告らの意見陳述がない場合もあります。また、原告らの姿は、傍聴席からは見えないようになっています。

Q　傍聴をする意味ってなに？

A：裁判官も人間だから、たくさんの支援者が傍聴していると、より真剣に、そちら側の主張に耳を傾けようという気持ちになる可能性があるんだよ。また、たくさんの支援者が傍聴席にいると、意見陳述をする原告達を勇気づけることもできるよ。だから、できるだけ多くの支援者の方々に、裁判傍聴に来ていただきたいんだ。

Q　裁判所って、怖いイメージがあるけど、「口頭弁論」を傍聴してみようかな？

A：裁判（司法）は、みんなにとって身近なものなんだよ。法律と関わりなく生活している人はいないからね。裁判所で傍聴をする人達も結構いるよ。傍聴希望者の数との関係で必ず傍聴できるとは限らないけど、原告達を応援するくらいの気持ちで、一度、口頭弁論を傍聴してみるのも良いと思うよ。傍聴をしてみて、分からないことがあれば、その後の訴訟報告集会に参加して、弁護士の先生に裁判について色々と質問もできるしね。また裁判を傍聴してみて、分からないことがあれば、次のととり通信で質問してね。それでは、今日の講義はここで終わりにします。

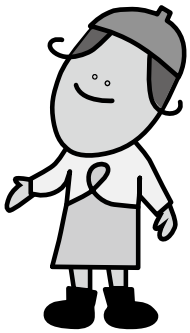

もっと知りたい！
朝鮮学校 이모저모

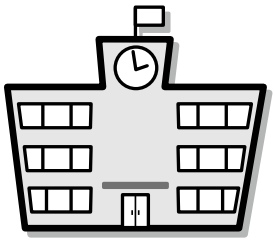

突撃インタビュー〈第１回〉 鄭俊宣 先生

「ウリハッキョの先生をしていてよかったと思うこと」

教員をやっていて良かったことや、やりがいを感じるときはどんなときですか？

教員生活のさまざまな局面で非常にやりがいのある職業だなと思います。当然在校生とのやりとりの中でやりがいを感じる事も多いですが、やはり卒業生らが学校に訪ねて来て近況を報告してくれる時が一番うれしいですね。

最近、朝鮮学校で印象に残ってる風景はなんですか？

今年度は寄宿生がたくさん入ってきました。入学式の前日に、２、３年生の学生ら全員が春の嵐の吹きすさぶ中、最後の入寮生が来るまで、寮の前でずーっと待ってて一人一人の荷物を運びとても明るく迎えている姿を見てとても温かい気持ちになりました。親元を離れて暮らすつらさや寂しさを知っている彼らだからこそ家族や兄弟として温かく迎えてあげられる、不安を払拭してあげられる。そんな光景を目の当たりにしました。

教員経験のなかで一番印象に残ってることはなんですか？

これも印象深い出来事が多すぎて一番となるとむずかしいですが、毎年の卒業式はとても、感慨深いものです。昨年度は高級部３年生の担任をしましたが、学生らの一挙手一動足を見ながら、また代表生徒の決意表明など聞きながら、朝鮮学校の教員としてこれからもっと責任ある仕事、人生を歩んでいかなければと思いました。

日本の方々に対して連帯メッセージをお願いします。

「みんなちがってみんないい」。我が校の卒業生の一人が、とある作家の作品の中で使われた言葉を引用し、「無償化問題」の根本解決について訴えました。朝鮮学校の学生は日本に生まれ育ちながら、朝鮮学校で母国語や歴史を学び自分は何者であり、社会に対し自分はどうあるべきかを日々模索しながら生きています。そうして見つけたアイデンティティに基づき堂々と生きること。それを否定されているのが今回の「無償化問題」だと思います。こうした社会情勢の中、朝鮮学校の学生を応援していただいて、様々な支援を下さる日本の方々は大変勇気ある行動であると思いますし、そんな方々への感謝の思いでいっぱいです。固い信念と根気が必要な活動ですが、これからも力を合わせ、すべての人々が社会に対する不安を抱えない平和な社会を築くために共にがんばりましょう。どうぞよろしくお願いいたします。

他地域での無償化裁判の状況

弁護団　中島　万里

▼ 広島地区 ▼

広島地区では、2013 年８月１日、広島朝鮮高級学校を運営する広島朝鮮学園と、同校の卒業生及び在学生 110 人が原告となって、広島地方裁判所に対し、就学支援金支給対象校の不指定処分の取消し及び指定処分の義務付けを求める行政訴訟、ならびに、精神的損害に対する慰謝料を求める国家賠償請求訴訟を提起しました。2013 年３月に弁護団が立ち上がり、翌４月に学校・保護者との協議が行われ、訴訟提起への準備が進行していました。

第１回口頭弁論期日は、2013 年 12 月 18 日に行われ、学生の意見陳述は、裁判所からの提案で、進行協議期日という手続の中で行われました。進行協議期日とは、口頭弁論の手続とは別個に、当事者が訴訟の進行に関して必要な事項につき協議を行う期日をいいます。進行協議期日の手続は非公開で行われるため（傍聴人が入れない）、意見陳述を行った学生は、裁判の双方当事者以外の目には晒されないこととなりました。なお、名古屋での裁判では、公開されている法廷で原告の意見陳述が行われていますが、傍聴席と意見陳述を行う原告との間についたてを置くことにより、傍聴席から意見陳述を行う原告を見ることができないようになっています。

第２回口頭弁論期日は、2014 年３月 12 日に行われています。

▼ 福岡地区 ▼

福岡地区では、2013 年 12 月 19 日、福岡朝鮮高級学校の在学生 49 名・卒業生 18 名の計 67 名が、福岡地方裁判所小倉支部に対し、国を相手方として精神的損害に対する慰謝料を求める国家賠償請求訴訟を提起しました。提訴当日には、84 名の学生が裁判所に集まり、提訴行動が行われています。

第１回口頭弁論期日（2014 年３月 20 日）には、弁護団 11 人を含む 165 人が集まり、傍聴券は抽選となりましたが、小倉支部でもっとも広い法廷（全 90 席）が用意され、マスコミ席を一部除いて全ての傍聴席が埋まっています。口頭弁論では、弁護団長による 20 分程度の意見陳述に続き、原告２名が各 10 分弱程度の意見陳述を行いました。被告（国）は、３月末時点ではまだ実質的な反論をしてきていません。

次回口頭弁論期日は、６月５日午前 11 時～です。

▼ 東京地区 ▼

東京地区では、2014 年２月 17 日、東京朝鮮高級学校の当時の２年生 40 名、３年生 22 名の合計 62 名が、東京地方裁判所に対し、国を相手方として精神的損害に対する慰謝料を求める国家賠償請求訴訟を提起しました。同日、東京地方裁判所周辺での提訴行動と共に、弁護団による記者会見も行っています。

原告 62 名は全て、修学支援金支給校の不指定処分を受けた当時の在学生です。原告集めは、2013 年秋頃に開始し、弁護団と学生・保護者間で意見交換・懇談会を行うなどした結果、62 名が原告として手を挙げました。当時、東京朝高では２年生３年生（「不指定処分」当時の在校生）が 300 名程度在籍していたため、原告の数はその２割となります。

▼ 大阪地区 ▼

大阪地区では、2013 年１月 24 日、大阪朝鮮高級学校を運営する大阪朝鮮学園が原告となって、大阪地方裁判所に、国を相手方として、就学支援金支給対象校としての指定を受けるための申請に対し何らの対応もしなかった点についての不作為の違法確認訴訟と、就学支援金支給校としての指定処分を行うことの義務付けを求める行政訴訟を提起しました。しかし、その後、文部科学省が、朝鮮学校を高校無償化の対象から除外する省令を公布・施行し、申請を行っていた学校に対し就学支援金支給校の不指定処分を行ったため、指定処分の義務付け訴訟は維持しつつ、不作為確認訴訟を不指定処分の取消しへと訴えを変更して裁判が続いています。

2013 年 10 月 28 日には、第４回行動弁論が行われ、2014 年１月 27 日には、第５回口頭弁論期日が行われました。被告（国）は、無償化法の制定経緯や立法趣旨ならびに不指定に至るまでの事実関係は無視し、朝鮮総聯や朝鮮民主主義人民共和国による、朝鮮学校に対する「不当な支配」なる抽象的で非論理的な概念を持ち込み、不指定処分は違法ではないと反論しています。

朝鮮高校就学支援金不支給違憲国賠訴訟

●今までの流れ●

弁護士　裵明玉

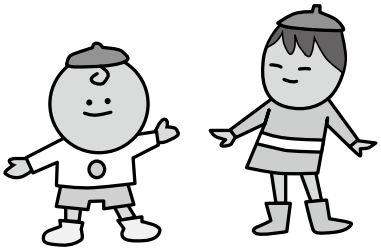

2013年1月24日

●名古屋地裁に第一次訴訟提訴

2013年4月16日

●第１回口頭弁論
●原告１、２番意見陳述
●原告　訴状陳述
●被告　答弁書陳述

2013年7月18日

●第２回口頭弁論
●原告３番の母親意見陳述

【被告】 第１準備書面陳述
（要旨：朝鮮高校を「無償化」対象としない不指定処分は、朝鮮高校が朝鮮民主主義人民共和国ないしは朝鮮総聯による不当な支配下におかれている可能性を否定できないことから、審査の要件を満たさなかったことによるもので、違法ではない。）

【原告】 第２準備書面陳述
（要旨：「無償化」除外は、植民地時代から続く在日朝鮮人民族教育の弾圧に連なる政策であること）

2013年9月24日

●第３回口頭弁論
●原告３番意見陳述

【原告】 第３準備書面にて求釈明申立
（要旨：被告が延坪島事件の発生を契機とした審査停止の違法性について答弁をしていないため反論を求めた。）

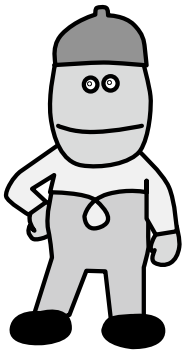

2013年12月3日

●第４回口頭弁論
●原告５番意見陳述

【被告】 第２準備書面陳述
（要旨：本件審査停止は、朝鮮半島で戦争すら勃発しかねないとの報道もある中、審査会の委員が報道・世論の影響により朝鮮学校に対する審査が不公正なものになることを避けるためになされたもので、違法ではない。）

【原告】 第４準備書面陳述
（要旨：「無償化」除外は、不正常な日朝関係の中で、朝鮮民主主義人民共和国への制裁として行われている在日朝鮮人の権利侵害の表れであること）

2013年12月19日

●名古屋地裁に第二次訴訟提訴（第一次訴訟に併合）

2014年2月4日

●第５回口頭弁論
●原告４番意見陳述
●原告　第二次訴状陳述

【被告】 第二次訴状に対する答弁書の陳述

2014年4月15日

●第６回口頭弁論
●原告６番意見陳述
●原告第５準備書面陳述
（本件審査停止の違法性について）

【原告】 第６準備書面陳述
（要旨：「無償化」除外政策を支えた朝鮮学校に対する偏見の根底に、韓国併合、植民地時代を経て形成された朝鮮人差別意識があること）

【被告】 第３準備書面陳述
（要旨：本件審査停止、本件不指定処分は手続き的にも問題のないものであること等）